

(資料19)

流山市公園等の行為届出に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公園における行為について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 届出者 次条に基づく届出を行った者をいう。
- (2) 恒常利用 1年間に24日以上又は1か月間に10日以上届出による公園利用をいう。

(行為の届出)

第3条 公園において、次に掲げる全ての条件を満たす行為をしようとする者は、公園管理者に都市公園内等行為届出書（別記第1号様式）により届け出るものとする。

- (1) 流山市都市公園条例第3条第1項に掲げる行為でないこと。
 - (2) 行為中に行為の区域を容易に変更できる行為であること。
- 2 前項の届出において届出者は、他の利用者の公園利用の妨げにならないよう、過度に広い領域や長い時間を確保することがないよう努めなければならない。
- 3 恒常利用を計画している届出者が、第1項の規定による届出をしようとするときは、他の利用者が少ない平日の午前中を原則利用時間とし、公園管理者が指定する期間における行為のための利用についてそれぞれ公園管理者が指定する日以降に届け出るものとする。

(届出の変更)

第4条 届出者が前条第1項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、原則としてその変更の内容を反映した都市公園内等行為届出書により再度届け出るものとする。

(届出の優越)

第5条 第3条第1項の規定による届出は、その先後を問わず他の同項の規定による届出に優先するものではない。

- 2 流山市都市公園条例第3条第1項の規定による許可による利用は、第3条第1項の規定による届出による利用に優先する。

(届出の重複)

第6条 第3条第1項の規定に係る届出において届け出た日時に当該届出における利用箇所と同一の箇所における利用が既に届けられている場合において

(資料19)

は、後に届け出た届出者は他方の届出者と利用について調整を行い、調整後はその結果を遅滞なく公園管理者に報告するものとする。

- 2 公園管理者は、届出者の同意を受けた上で、前項の調整に必要な連絡先の提供を行う。
- 3 前項の規定により提供された調整に必要な連絡先の情報について、提供を受けた届出者は、当該調整のための用途以外に当該情報を用いてはならない。
- 4 届出日から遡って1年以内において恒常利用の実績がある届出者は、そうでない他の届出者との調整においては、積極的に譲歩するよう努めるものとする。

(利用)

第7条 届出者は公園の利用機会が届出者のみならず全ての利用者に対して平等に与えられていることを理解し、利用中に行為箇所を利用したいなどの他の公園利用者からの申し出については、共用という基本原則に則り十分な配慮をするものとする。

(指導と禁止)

第8条 届出者による他の公園利用者の締め出し又は届出を許可と偽るなどの悪質な行為の通報を受けた場合、公園管理者は調査の上、必要に応じて当該届出者に対して指導を行うことができる。

- 2 前項の指導が再三行われたにもかかわらず、同様の行為が続くなど、極めて悪質な利用形態が改善されることなく継続して行われていた場合、公園管理者は流山市都市公園条例第9条第8号に基づき、当該届出者の公園での行為を禁じることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(資料19)

概要

・定義

- ・恒常利用：1年間に24日以上届出による公園利用

・届出を要する行為

1. 行為許可を要しない行為であること
2. 行為中の行為箇所の移動が容易であること

・届出の方法

- ・都市公園内行為届出書にて提出
- ・期限は設けないが提出後他届出者との折衝が発生する可能性に留意し速やかに提出するよう努めること
- ・届出にあたっては他の利用者が十分に利用できるよう時間並びに領域について考慮し、過度に広い領域や長い時間を確保しないよう努めること
- ・恒常利用を計画している届出者は公園管理者が指定する期間の利用についてそれぞれ公園管理者が指定する日以降に届け出ること
- ・恒常利用を計画している届出者は原則他の利用者が少ない平日午前を利用時間とし、やむを得ない場合は都度協議すること
- ・日程や区域の移動並びに利用の中止といった軽微な変更は書面による届出を必ずしも必要とせず届出者による口頭連絡で足るものとする
- ・日程の追加や区域の拡大のような大幅な変更については都度協議とする

・届出の優先順位

- ・全ての届出は先後を問わず他の全ての届出に優先せず、また全ての届出は届出なしに行われる適正な全ての公園行為に優先しない
- ・全ての行為許可は全ての届出に優先する
- ・同一日時に届出が重複した場合は後述の折衝により利用者間で協議を行い、利用形態を決定すること

・折衝

- ・届出の日時に別の行為がある場合、後に提出した届出者は既に届け出た届出者にその旨を伝え、利用について折衝を行わなければならない
- ・折衝の結果について後に提出した届出者は遅滞なく公園管理者に報告しなければならない
- ・全ての届出者は届出の提出をもって折衝における連絡先の提供に同意した

(資料19)

ものとする

- ・全ての届出者は折衝を目的として公園管理者より提供された連絡先の情報について折衝を除いた全ての用途に用いてはならない

- ・届出日から遡って1年の期間において恒常利用の実績がある届出者は他のそうでない届出者に対して積極的に譲歩するよう努めること

- ・利用

- ・利用にあたっては公園が全ての利用者に対して平等にその利用機会を与えていることを利用者一人一人が理解し、他の公園利用者に充分配慮すること

- ・利用中に一時的に行き箇所を横切りたい、ごく一部の領域について利用したいなどの他の公園利用者からの申し出については、共用という基本原則のもとで互いに譲歩するよう努めること

- ・利用にあたって他の公園利用者の締め出しを行う、届出を許可と偽るなどの悪質な行為の通報を受けた場合、調査の上で必要に応じて当該届出者に対して指導を行う

- ・指導後も同様の行為が続くなど極めて悪質な利用形態が改善されることなく継続して行われていると判断した場合、流山市都市公園条例第9条第8号に基づき当該届出者の行為を禁ずる